使用されていること、また、災害に対処するため、一時的に追加の周波数の利用が必要となる可能性があること。

k)　周波数の調和を実現するために、地域的な周波数範囲[4]に基づいた解決策を執ることにより、主管庁は国内の計画要件に引き続き対応すると同時に調和から便益を得られる可能性があること。

l)　特定された共通の周波数範囲内の全ての周波数が各国内で利用可能になるとは限らないこと。

m)　装置が運用可能な共通の周波数範囲の特定は、相互協力及び協議とともに、特に国内、地域及び国境を越えた緊急事態及び災害救援活動において、相互運用性及び／又は相互作用の実現を容易にする可能性があること。

n)　災害が生じた場合、通常は公共保護及び災害救援当局が日常の通信システムを利用して最初に現場に到着するが、ほとんどの場合には他の機関及び組織も災害救援活動に従事することとなる可能性があること。

以下に留意し、

a)　多数の主管庁は、ナローバンドの公共保護及び災害救援のアプリケーションに1GHz未満の周波数帯を利用していること。

b)　広い境界領域を要求し、良好な信号の利用可能性を提供するアプリケーションが一般的にはより低い周波数帯を割り当てられることとなること、また、より広い帯域幅を要求するアプリケーションが一般的には徐々により高い周波数帯を割り当てられること。

c)　公共保護及び災害救援の機関及び組織には、ITU-RレポートM.2033に記述されているように、相互運用性、安全性及び信頼性の高い通信、緊急事態に対応できる十分な機能、非専用システムの利用における優先的アクセス、迅速な応答時間、複数のグループの通話に対応する能力及び広い領域に対応する能力を含む一方でこれらに限定されない一連の初期要件があること。

d)　調和が望ましい便益を実現する１つの方法である一方で、幾つかの国においては複数の周波数帯の利用が災害時における通信需要への対応に貢献すること。

e)　多数の主管庁が公共保護及び災害救援システムに多大な投資を行ってきたこと。

f)　人道支援活動を促進することを目的として、現在及び将来の無線通信を利用するために、柔軟性が災害救援の機関及び組織に提供されなければならないこと。

以下を強調し、

a)　この決議において特定する周波数帯は、無線通信規則の関連規定に基づく様々な業務に分配されており、現在では固定、移動、移動衛星及び放送業務によって集中的に使用されていること。

b)　主管庁に以下の柔軟性が提供されなければならないこと。

－　特定の国内要件に対応するために、この決議において特定する周波数帯から公共保護及び災害救援のために利用できるようにする周波数帯を国内レベルで決定すること。

－　既存のアプリケーション及びそれらの進歩を考慮に入れ、この決議において特定する周波数帯が、無線通信規則の規定に基づいて当該周波数帯内で分配を有している全ての業務によって使用されることを可能にすること。

－　特定の国内の状況に対応するため、公共保護及び災害救援のためにこの決議において特定する周波数帯を利用可能とする必要性、時期及び利用条件を決定すること。

以下を決議し、

1　国内及び地域の要件を考慮に入れ、また、他の関係国との必要とされるあらゆる協議及び協力を考慮し、可能な最大限の範囲において、公共保護及び災害救援のために地域的に調和した周波数帯を使用するよう、主管庁に強く勧告すること。

2　高度な公共保護及び災害救援施策のために地域的に調和した周波数帯／範囲を実現することを目的として、国内計画を策定するに当たっては、以下に特定する周波数帯／範囲又はそれらの一部を検討するよう、主管庁に奨励すること。

－　第一地域：380-470MHzの周波数範囲のうち380-385/390-395MHzの周波数帯は、同意している第一地域の一部の国々において、永続的な公共保護の活動のために優先される中核となる調和した周波数帯

－　第二地域[5]：746-806MHz、806-869MHz及び4940-4990MHz

－　第三地域[6]：406.1-430MHz、440-470MHz、806-824/851-869MHz、4940-4990MHz及び5850-5925MHz

3　公共保護及び災害救援助のための上記の周波数帯／範囲の特定は、無線通信規則の規定に基づきこれらの周波数帯／周波数が分配されている業務内のアプリケーションによるその使用を妨げるものではないこと、また、公共保護及び災害救援のための他のいかなる周波数の使用をも妨げるものではなく、そのような周波数に対する優先権を定めるものでもないこと。

4　緊急時及び災害救援時においては、関係主管庁との協定により通常当該目的に供されている周波数に加えて、一時的な周波数需要を満たすことを主管庁に奨励すること。

5　主管庁は、相互運用性の要件を満たすために、また、公共保護及び災害救援の目標の達成を推進するために、既存と新規双方の技術及びソリューション（衛星及び地上）を実現可能な限りにおいて利用するよう、公共保護及び災害救援の機関及び組織に奨励すること。

6　主管庁は、公共保護及び災害救援への補完的な支援を提供するために、考慮事項h)及びi)を考慮に入れて高度な無線通信手段を利用するよう、機関及び組織に奨励できること。

7　国内法の適用を妨げることなく、相互協力及び協議により、緊急時及び災害救援時における利用を意図した無線通信装置の国境を越えた流通を促進するよう、主管庁に奨励すること。

8　主管庁は、スペクトル利用を計画するに当たって、また、公共保護及び災害救援を支援する技術及びシステムを導入するに当たって、関連のあるITU-R勧告を利用するよう、公共保護及び災害救援の機関及び組織に奨励すること。

9　公共保護及び災害救援活動の運用要件を更に改善するために、公共保護及び災害救援のコミュニティと引き続き密接に取り組むよう主管庁に奨励すること。

10　特定された周波数帯の様々な部分において運用することとなる主管庁の要求も含め、将来の装置設計においてこの決議を考慮に入れるよう、製造者は奨励されるもの